

平成26年度・平成27年度 局内監査(技術) 措置状況報告(概要)

●平成26年度局内監査(技術)

- ・【関係法令等の遵守、適正施工】などの監査項目(主な着眼点)について、上半期及び下半期において合計8課等12職場を対象に監査を実施しました。
- ・なお、「規範等を順守できていない不適切な事務」と指摘したものに対する措置は、平成27年11月末で完了しております。

●平成27年度局内監査(技術)

- ・【過去監査での指摘事項の措置状況※】などの監査項目(主な着眼点)について、7課等7職場を対象に監査を実施しました。
- ・なお、「規範等を順守できていない不適切な事務」と指摘したものに対する措置は、平成28年2月末で完了しております。

※過去に大阪市にて実施された監査において、多くの指摘等が見受けられた項目を中心に監査を行いました。

- ①指定どおり足場の施工をしていないもの
- ②墜落防止のための囲い等がないもの
- ③出来形測定時等の記録写真がないもの
- ④成績評定に施工内容が適切に反映されていないもの
- ⑤施工過程の履行確認を行っていないもの

※主な監査結果及びその措置については次のとおりです。



事例① 提出書類の様式や記載内容について(1/2)

・一部の工事等において、提出書類の様式誤り※①や、提出はされているが記載内容に誤記※②が見受けられた。

☞受注者の不注意により、定められた書類様式の提出や記載内容の確認を失念していたことが原因です。

※①様式誤り

提出書類
(旧様式) 印

~~~~~  
~~~~~  
~~~~~

### ※②記載内容の誤記

提出書類  
~~~~~ 印

~~~~~  
~~~~~  
~xxxx~



事例① 提出書類の様式や記載内容について(2/2)

【措置内容】

- ⇒ 当局の監督員に対して提出書類の様式誤りや記載間違いがないように、設計図書等の確認を徹底する。
- ⇒ 書類における不備を未然に防止するよう、受注者に対して注意喚起を行うとともに当局監督員に周知する。

【水道局土木工事共通仕様書(抜粋)】

- ・共通仕様書によれば、「受注者は指定の期日までに本市の定める様式により、書類を提出しなければならない。」とされています。

(【 】内は規範等の名称)



事例② 工事記録写真について(1/2)

・一部の工事記録写真において、工事被写体とともに必要事項を記載した小黑板を入れずに写真撮影しているもの※①や、小黑板に従事している資格者指名が記載されていないもの※②など写真管理基準に適合してないことが確認された。

☞受注者が定められた写真管理基準を遵守していなかったことが原因です。

工事記録写真

※①小黑板なし

事業コード ~~~~
工事名称 ~~~~
内容 ~~~~

受注者 ~~~~

※②資格者指名記載なし

事業コード ~~~~
工事名称 ~~~~
内容

資格者指名:記載漏れ

受注者 ~~~~



事例② 工事記録写真について(2/2)

【措置内容】

⇒受注者に対して、具体的な撮影見本となる写真資料を手引きとしての写真管理基準の周知、現場代理人連絡会での周知、個別工事では施工計画書内で工事撮影計画書の提出・確認の徹底を行うとともに、当局監督員に周知する。

【水道局土木工事共通仕様書(抜粋)】

・共通仕様書によれば、「写真撮影にあたっては、必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。」とされています。

(第6編施工管理基準 第3章写真管理基準)

(【 】内は規範等の名称)





今後も引き続き、適切な事務改善に努めます